

<p>(陳受19第6号)</p> <p>「武蔵野市・精神障害を持つ市民の人権憲章」の制定を求めることに関する陳情</p>	
受理年月日	平成19年5月30日
陳情者	<p>西久保2-11-4-307</p> <p>精神障害を持つ人の人権憲章を求める会</p> <p>代表 立山 尚ほか28名</p>
<p>陳 情 の 要 旨</p>	
<p>私たちは、下記に掲げる内容を趣旨とする、「武蔵野市・精神障害を持つ市民の人権憲章」を制定するよう求めます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>精神障害を持つ武蔵野市民は、これまで日本の政治、社会、経済のさまざまな理由により、人々から差別され、さげすまれ、人として扱われてこなかった。</p> <p>精神障害を持つ武蔵野市民は、精神障害を持ったということにより、人々から差別され、偏見の目で見られるという不幸を負ってきた。ある者は精神障害を持ったことを否認し、他の者は精神障害を持っているということをひた隠しにしてひっそりと隠れて暮らしてきた。家族から見捨てられた者も少なくない。</p> <p>精神障害を持つ武蔵野市民は、ほかの市民と同じように、当たり前の生活をしたいと願っている。家族とともに暮らし、友人と交流したいと思う。縁があれば結婚し、子が授かれば子育てに苦勞したいと思う人もいる。親戚づき合いに顔を出し、学校行事や地域活動に参加し、人の目を気にしないで服薬し、病気を隠さないで仕事につきたいと願っている。</p> <p>今、我ら武蔵野市民は、精神障害を持つ武蔵野市民は私たちと同じ人間であることを、改めて確認する。</p> <p>精神障害を持つ武蔵野市民は、憲法が保障する権利を有する。</p> <p>この憲章が精神障害を持つ武蔵野市民に保障する基本的人権は、精神障害を持つ武蔵野市民、家族、医療・保健・福祉関係者の多年にわたる自由獲得の成果であって、これらの権利は現在及び将来の精神障害を持つ武蔵野市民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。</p>	